内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案の意見募集結果について

令和８年３月31日
内閣府公益法人行政担当室

内閣府では、令和８年４月１日に「公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）」が施行されることを踏まえ、公益信託の受託者に対する立入検査の際の身分証明書を、「内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和３年内閣府令第 64 号）」の対象に加える「内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」を、令和８年２月 12 日から同年３月 13 日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載の上、広く国民の皆様から御意見を募集しておりました。

その結果、当該内閣府令案に関する御意見はなく、当初改正案のとおり本日３月 31 日に公布いたしました。当該内閣府令は、公益信託に関する法律の施行日である令和８年４月１日に施行されます。

本年４月１日から施行される新公益信託制度の関係施策の推進に当たっては、引き続き御理解・御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以　上